

<報道発表資料>

令和7年4月24日

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

令和7年度 京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援型～きょうはぐふぁんど」助成対象団体の募集

京都市では、地域の子育て支援の充実を図るため、子育て支援団体がふるさと納税の枠組みを活用し寄付を集め、その寄付金を原資に本市が助成する京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援型～きょうはぐふぁんど」を実施しています。

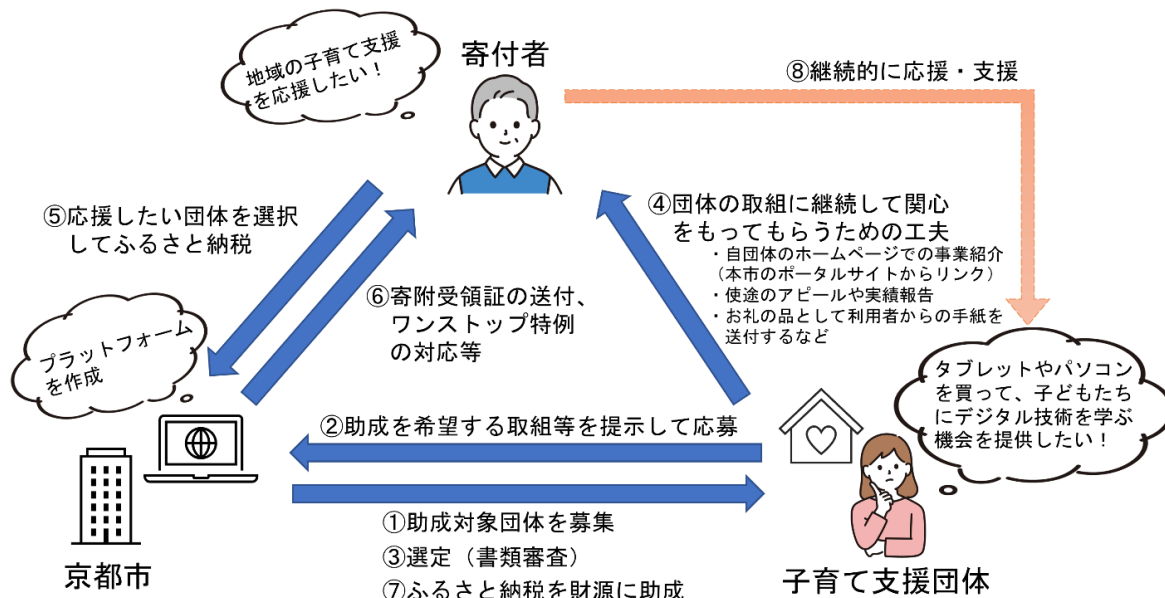
今年度は、新たに「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰において大賞受賞歴がある事業」及び「京都市内で開催する京都市内全域の子どもを主な対象としたイベント事業（別途、要件あり）」を助成対象事業に追加しました。

この度、当制度の活用を希望する団体を募集します。

【事業概要】

● 本事業の仕組み

- 1 本市は、特色ある取組等に必要となる費用への助成を希望する市内の子育て支援団体を募集し、審査の上、助成対象団体を選定します。
- 2 選定された子育て支援団体は、自らの取組を発信し、寄付を募っていただきます。
- 3 寄付者は、賛同する子育て支援団体の取組を選択して寄付していただくことができます。
- 4 本市は、寄付された金額の8割9分の範囲内で「特色ある取組等にかかった経費」を、子育て支援団体に助成します。



● 助成対象事業

- 1 京都市内で次のいずれかの地域の子育てを支援する事業を実施している団体を対象に助成します（本部、支部、事業所等のいずれかが京都市内にあるものに限ります。また、団体の規約等がない団体は対象外とします。）。
 - (1) 「京都市地域学童クラブ事業補助要綱」に基づく補助金の交付を受けて実施される放課後児童健全育成事業
 - (2) 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」の補助要件を満たす事業
 - (3) 京都市域における子育て世帯への食品配送事業
 - (4) 京都はぐくみ憲章実践推進者表彰において大賞受賞歴がある事業（ただし、大賞受賞歴がある事業で充実・拡大や規模縮小等の変化がある場合は、受賞事業の変遷が確認できる場合に限り、対象とします。）
 - (5) 京都市内で開催する京都市内全域の子どもを主な対象としたイベント事業のうち、次の各項のすべての要件を満たす事業
 - ア 京都はぐくみ憲章の理念に合致していること
 - イ 誰でも自由に参加でき、参加費は無料であること（また、酒類の提供は不可とします。）
 - ウ 1,000 人以上の来場者を見込めること
 - エ 京都市内の児童福祉施設等と連携し、子どもが企画段階から事業に参画していること

● 応募要件

- 1 地域の子育てを支援する取組について、1 年以上の実績があること
- 2 助成を希望する取組が、京都市の児童又は青少年の健全な育成を目的とする自発的な取組であって、特定又は少数の者のみの利益に寄与するものでないこと。
- 3 過去 3 年間に京都市から行政処分を受けていないこと
- 4 京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に掲げる参加停止の要件に該当する行為を行っていない者であること
- 5 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと
- 6 助成が地域の子育て支援の推進のため必要であり、これにより私的な利益を得るものでないこと
- 7 自らの特色ある取組等に必要な費用についての助成を希望し、自ら積極的に寄付の募集や寄付者への報告等を行っていただけること

● 募集期間 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）～5 月 2 0 日（火）

● 応募方法

以下に記載の「●問合せ」窓口に事前連絡の上、必要書類を添付し電子メールで応募してください（電子メールでの応募が困難な場合は、郵送でも可）。

必要書類
① 京都市はぐくみ未来応援事業「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」助成対象団体応募申請書
② 事業計画書
③ 過去3年以内の団体の活動実績が分かるもの
④ 「京都市内で開催する京都市内全域の子どもを主な対象としたイベント」について、要件を全て満たすことを確認できる企画書等
⑤ 団体の定款又は規約
⑥ 暴力団排除措置に係る誓約書

応募先メールアドレス：kyohagu@city.kyoto.lg.jp

郵送先：「●問合せ」に記載の住所に必要書類を御提出ください。

※ 15団体程度を選定する予定です。

● 助成対象経費

子育て支援団体が実施する特色ある取組等に必要な経費

※ ただし、公的な資金の用途として不適切な経費については対象外とします。

● 助成額等

寄付額の8割9分の額の範囲内で取組に要した経費を助成します。

※ ただし、寄付額が最低基準額を下回った場合、本事業に関し不正があった場合、団体を実施する事業等において行政処分を受けた場合、助成を希望する取組をしないことになった場合、団体が受け取りを辞退した場合等は、全額を子ども若者はぐくみ事業基金に積み立て、本市の子育て施策のために活用することとします。

※ 助成の交付を受けるためには、助成事業を実施する年度の3月1日までに交付申請兼実績報告が必要です。

● 寄付の募集

本市による審査の結果、助成対象団体に選定された団体は、本市が契約するクラウドファンディング受付サイト運営事業者と連携し、広報活動等を通じた寄付の募集活動を行っています。

※ 詳細は、助成対象団体の選定通知後、改めてお知らせします。

● 問合せ

対象事業	お問合せ先
京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づく補助金の交付を受けて実施される放課後児童健全育成事業	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 健全育成担当 TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 階
京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の補助要件を満たす事業	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL：075-746-7625 FAX：075-251-1133 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 階
子育て世帯への食品配送事業	
京都はぐくみ憲章実践推進者表彰において大賞受賞歴がある事業	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 はぐくみ文化創造発信担当 TEL：075-251-0457 FAX：075-251-1616 〒604-8171 中京区烏丸通御池上ル二条殿町 552 明治安田生命京都ビル 4 階
京都市内で開催する京都市内全域の子どもを主な対象としたイベント事業（京都はぐくみ憲章の理念に合致した1,000名以上の来場者を見込むイベントで市内の児童福祉施設等と連携し、子どもが企画段階から事業に参画する事業）	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 健全育成担当 TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 階

※ その他、本制度の趣旨等に関すること

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町 552 明治安田生命京都ビル 4 階

TEL：075-251-8993

FAX：075-251-1616